

平成 26 年 6 月 3 日

株主各位

東京都新宿区新宿六丁目 27 番 30 号
ソフトバンク・テクノロジー株式会社
代表取締役社長 阿多親市

第 26 期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項の一部修正について

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 26 年 5 月 30 日付にて当社ウェブサイトに掲載いたしました「第 26 期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」の記載内容の一部に誤りがございましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正させて頂きます。

なお、修正箇所には (下線) を付して記載しております。

敬具

記

12 ページ 6. 税効果会計に関する注記

【修正前】

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 10 号) が平成 26 年 3 月 31 日に公布され、平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成 27 年 3 月 21 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の 38.0% から 35.6% になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は 29,351 千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

【修正後】

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 10 号) が平成 26 年 3 月 31 日に公布され、平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成 26 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の 38.0% から 35.6% になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は 29,351 千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

以上